

「阪神港神戸区における、錨地の利用について」

(H27/12/16 更新)

神戸海上保安部航行安全課では、港則法に基づき阪神港神戸区における錨地指定にあたり、総トン数500トン以上の船舶に対して、次の基準を設けて運用しています。(詳細は、[図](#)でご確認ください。)

1 阪神港神戸区で、荷役を行うためバース待ちする船舶に錨地を指定

※ 阪神港神戸区を出港して、次の寄港地へ向う船舶

阪神港神戸区で、荷役しない船舶(通過船舶)

液化ガス積載船舶

などは、原則として錨地の利用はご遠慮いただいております。

2 各錨地での停泊期間は、船種ごとに

一般船舶・旅客船・・・48時間又は72時間以内

危険物積載船・・・15時間以内

(トン数制限なし、港則法第22条の危険物積載全船対象)

非危険物積載タンカー・・・24時間以内 など

3 船舶の全長により

M錨地(全長が200メートル未満)

L錨地(全長が200メートル以上)

上記の基準をもって、申請いただいた順に錨地の利用状況を確認し、利用していただいておりますので、申請した錨地以外の場所を指定してNACCSで回答・港長窓口で通知する場合がありますが、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

なお、上記基準に該当しない状況が発生した場合は、速やかに神戸海上保安部航行安全課第1海務係(専門官又は係長)(Tel:078-331-6743)までご相談をお願いします。

また、錨地は15箇所(沖荷役錨地・フェリー錨地を除く。)設定していますが

A 利用する期間は、船舶の荷役・運航スケジュールを検討し、必要最小限で手続き

B 利用する期間が短くなった・必要がなくなった場合は、速やかに神戸海上保安部航行安全課に連絡

することとし、[図](#)をご確認のうえ各錨地の中心に投錨して、円周より外側に出ないよう船長に説明をしておいてください。

※ 円周より外側に船体が出ることで、近接する錨地・アドバイスポイントを利用する船舶が、正規の各錨地を利用できなくなることがあります。

平素から、限られた錨地を有効に利用していただくことで、阪神港神戸区などにおける船舶交通の安全が確保されています。

ゴールデンウィークや年末年始など、長期休暇を迎えることで錨地の利用者が多くなり混雑することから、上記の利用基準をご理解のうえで手続きをしていただくよう、よろしく申し上げます。